

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。本日はお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、初めに、会議の公開および議事録の取り扱いについて、あらかじめご説明いたします。本会議につきましては公開することとし、議事録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。初めに、事前にお配りしたものと、

- ・本日の次第
  - ・【資料1】共生条例に関する事業の取り組み状況について（令和3年度）
  - ・【資料2】令和3年度における差別相談事例について
  - ・【資料3-1】令和3年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況
  - ・【資料3-2】令和3年度「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」認知度調査結果
  - ・【資料4】令和4年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定
  - ・【参考資料1】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
  - ・【参考資料2】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則
- を送付いたしました。資料の不足、お忘れの方いらっしゃいましたら、お近くの職員にお声がけください。

次に、本日机上に配布したものと

- ・条例推進会議出席者名簿
- ・座席表

事前配布資料の差し替えとして、資料1、資料3-1、資料3-2、資料4-2、また世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間ドキュメンタリー映画配信上映のチラシを配布しております。資料につきましては、数値など若干の修正を行っておりますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。また、不足の方は、お近くの職員にお声がけください。

本日の出席委員の状況ですが、配布資料のとおり、委員の半数が出席いただいておりますので、本会議が成立していますことを申し添えます。

## 2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、福祉部長佐久間よりごあいさついたします。

(佐久間福祉部長)

皆様、おはようございます。福祉部の佐久間と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。共に生きるまちづくり条例につ

きましては、早くも施行から丸6年が経過しようとしております。条例の趣旨であります共生社会の実現に向けまして、障がいのある方への理解を深める取り組みを推進しているところでございます。近年は新型コロナウイルスの影響で、思うように研修であったり、様々なイベントであったり、制限かかっている中ではございますが、可能な範囲でいろいろな工夫をしながら事業を進めているところでございます。

本日は、令和3年度における差別相談状況、事業の取り組み状況を報告させていただくとともに、令和4年度に予定されております事業などについて、ご説明をさせていただく予定となっております。皆様方からは引き続き忌憚のないご意見を頂きまして、これからの私どもの施策に生かさせていただこうと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議事（1）共生条例に関する事業の取り組み状況について

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

ありがとうございました。続きまして議事に移らせていただきますが、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。長澤会長、よろしくお願いいたします。

（長澤会長）

新潟大学教職大学院の長澤正樹です。これから私のほうで進行させていただきますが、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは早速議事の1. 共生条例に関する事業の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：大島障がい福祉課長）

障がい福祉課の大島と申します。日ごろから大変お世話になっております。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、着席して説明をさせていただきます。

条例に関する取り組み状況についてでございます。資料1をご覧ください。まず、「1障がい等を理由とした差別相談対応」についてでございます。令和3年度における障がい福祉課で対応いたしました差別相談事例件数は、令和4年1月末時点で10件でございました。昨年度と比較いたしますと、3件の減となっております。

内訳でございますが、身体障がい8件、精神障がい2件でございました。なお、身体障がい8件につきましては、それぞれ、視覚障がい4件、肢体不自由が4件という内訳となっております。

分野別で見ますと、福祉・医療での相談が4件と最も多く、そのほかにつきましては記載のとおり、災害時を除いて1件ずつの相談がございました。後ほど、資料2を用いて代表事例をご紹介させていただきます。

続きまして「2条例研修会等の実施」でございます。令和元年度につきましては、令和2年1月分までのデータとはなりますが、約5,000人の方に対して、条例の周知を図ることができました。前年度と比較いたしますと、実施回数につきましては、新型コロナウイルスの影響で、研修の自粛傾向が見られ、全体としては減少いたしました。対象延人数につきましては、チラシの設置、配布場所を増やしたことで、前年度を大幅に上回る結

果となり、コロナ禍におきましても、できる限り多くの方へ周知啓発を行えたのではないかと考えております。なお、直近3年間では、合計で1万2,000人以上の方に対して、周知活動を展開しているところでございます。

続きまして裏面をお開きください。「ともにプロジェクト」の展開でございます。条例の目的であります共生社会の実現を推進するために立ち上げました「ともにプロジェクト」でございますが、今年度におきましても、A・B・C3つの視点で展開をいたしました。

初めにA：障害のある人とない人の交流の機会の創出では、障がいのある方が講師として学校で授業を行った際の、学校への謝礼補助を通じて、障がいのある人と触れ合い、理解を深めるきっかけづくりを行ったところであります。

続きましてB：一般企業への周知啓発でございますが、障がい者アートを活用した普及啓発、共生社会に関心のある企業同士のネットワークであります、ともに Entrance の活動、それから合理的配慮事例の募集、紹介などを行いました。

最後にC：わかりやすい広報といたしまして、共生条例の普及・啓発イベントの実施や、マスメディアを活用した広報に取り組んだところでございます。こちらにつきましても、後ほど資料の3-1などを用いて、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より、条例に関する普及啓発状況について説明がありましたが、お聞きになりたいこと、ご質問ございましたら、挙手お願いいたします。いかがでしょうか。はい、中島委員、お願いいたします。

(中島委員)

温もりの会の中島でございます。大変に不勉強で誠に申し訳ないのですが、このともに Entrance、共生社会、一般企業への普及啓発という項目の中で、ともに Entrance、共生社会に関心のある企業ネットワークの構築ということなのですが、私も地元の新潟市の企業の組合みたいなものに入っているのですが、全くこのことに関しては初耳で、もしあとできちんとした資料でもあれば頂きたいし、ここで簡単にご説明いただけると、大変わかりやすいと思うのですが。

(長澤会長)

事務局、このあと説明があるということですが、簡単にちょっとお願いできますか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。ともに Entrance につきましては、今ほどお話ございましたとおり、この後資料3-1のところでご説明をさせていただくこととなりますけれども、簡単に申し上げます。

私どもも、このともに Entrance の活動を、引き続き周知していかなければいけないというところでございますが、共生社会に関心のある企業の方々から、ネットワークを構築をしていただきたいということで、それぞれの方々に対して、公式ポスター、公式ステッカーを制作し、それを、私ども事務局から加入している法人の皆さんにそれをお配りして、共生の社会について理解促進を、企業としても取り組んでいただきたいという活動をして

いるものでございます。具体的には3-1でご説明させていただきたいと思っております。

(中島委員)

はい、ありがとうございます。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。他にご質問ございませんでしょうか。それでは、具体的にはこのあとのところで、また質問等ございましたらお願いいたします。

では、議事1を終了し、次に進みます。

### 3. 議事(2) 令和3年度における差別相談事例

(長澤会長)

議事の2. 令和3年度における差別相談事例について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

それでは、令和3年度におきます差別相談事例についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。令和3年度に障がい福祉課で対応いたしました差別相談事例件数でございますが、1月末までの時点で10件ございました。昨年度の同月と比較いたしますと、3件の減となっております。

相談分野や障がい種別ごとの内訳は、ご覧いただいているとおりでございます。なお、障がい複数ある方につきましては、主な障がい種別でカウントをしております。

資料の(4)の相談者区分については、障がい者ご本人からのご相談が6件。ご家族からの相談が1件、その他福祉施設や相談事業所の方などで3件となっております。前年度との比較につきましては、資料の表のとおりでございます。

続きまして、代表的な事例について説明をさせていただきますので、恐縮ですが裏面をご覧ください。まず、代表事例の1でございます。自立支援センターの相談支援専門員の方からのご相談でございました。重症心身障がいのある子どもの親御さんから、親御さんが子どものマイナンバーカードの受け取りについて、区役所区民生活課に電話をし、代理人での受け取りを希望したところ、本人が委任していることを確認できないため、家族であっても渡せないと伝えられて、その際、代替案や代理人が受け取る場合の詳細な説明もなかったということから、条例で示す合理的配慮の不提供に当たるのではないかとというご相談があったものでございます。

事実確認を行ったところ、対応した職員は、初めに本人が10代だと聞いて、若い人なので取りに来てもらえると勘違いしたということでもございました。また、マイナンバーカードにかかるマイナポイントの申請締め切りが迫っていたということで、電話が鳴りやまない状況だったために、障がいのことについて説明された際にも、丁寧な対応ができなかったということでもございました。その後、親御さんと協議をいたしまして、本人を乗せて区役所の駐車場までおいでいただき、そこへ職員が出向いて、本人確認を行って手続きをすることになり、その方法で予約が取れたことで、了承をいただきました。

本件につきましては、障がいを理由とした合理的配慮の不提供にあたる判断されますが、その背景といたしましては、職員の勘違いや知識不足、繁忙を理由に十分な説明がなされなかったということが要因と考えられます。結果といたしまして、親御さんからは満足していただきましたが、担当課には、いかなる理由があっても、障がいを理由とした合理的配慮の不提供があってはならず、丁寧な説明・対応を行うよう、あらためて指導をしたところでございます。

なお、障がい福祉課では、昨年度の事例でも、委託した窓口職員の合理的配慮の不提供があがったことから、今年度区役所で実施した研修会においても、事例として紹介し、日頃から適切な対応をとるように周知を行ったところでございます。

続きまして、代表事例2についてでございます。こちらは、視覚障がいをお持ちのご本人からの相談事例でございました。JRを利用するSuicaのEポイント登録をパソコンで行う際に、サポートセンターの方がリモートで遠隔操作してくれましたけれども、音声テキストがついていなかったため、できなかったということでもあります。担当者が上席に報告するということだったので、その結果を教えてほしい、返信がほしいとお願いをしたところ、できないと言われたために、なぜ検討結果を返信できないのか、市から聞いてほしいというご相談があったものでございます。

この件について、JRの新潟支社ご意見承りセンターに確認をしたところ、視覚障がいであってもウェブサイトから会員登録できるよう、本社のポイントコールセンターやEポイントのサイトサービスを運営・管轄する部署に、担当から上申したことが確認できました。一方で、障がいの有無にかかわらず、膨大な数のご意見やご要望が日々寄せられていることから、1つ1つの対応状況の回答は行っていないということで、今回の相談者の方のみに例外的に回答することはできないということでございます。

この回答結果について、相談者にお伝えをしたところ、相談者からは納得いただけただので、終結となりました。本件につきましては、相談者のみに対応しているわけではなくて、多くのご意見ご要望への回答が事業者にとって過度な負担にあたることから取られている措置であり、障がい理由とした差別には当たらないというふうに判断したところでございます。もちろん合理的配慮の面では十分とは言えませんが、打ち込みを手伝ってくれる人がいれば遠隔操作によって登録できるという代替案を提示したこと、それからシステムの改善について、上申するなどの対応が取られるということで、相談者の方から了解をいただけたことから、事業者側の努力は認められると判断したところでございます。視覚障がい者本人が登録を行えるようシステムが改善されることを期待しておりますし、今後も注視していきたいと考えているところでございます。

続きまして3ページになります。代表事例の3でございます。肢体不自由の障がい者ご本人から、通院する病院の障がい者専用駐車場が、発熱外来駐車場に切り替わったことに伴うご相談でございました。雨の強い日、正面玄関から専用駐車場までの距離が遠くなったため、救急外来の玄関から出られないか申し出たところ、拒否されて、また別の日は、専用駐車場が満車で空く様子もなかったため、病院建物沿いの脇に駐車したところ、一般駐車場へ止めるよう張り紙があったということでありました。本人が病院に電話をしたところ、一般駐車場で遠い場合は車椅子で迎えに来る、雨の日は職員が傘を差して車まで送迎すると言われたということですが、それがわかる掲示物もないし、職員もそのよ

うにはお話がなかった。また職員の対応が非常に悪かったということでございました。

これらの相談内容につきまして、病院の事務局に事実の確認を行いました。初めに、障がい車駐車場を発熱外来の駐車場に切り替えたことについてでありますけれども、コロナ対応で新たに発熱外来を設けることになったということで、以前は病院の組合のボランティアが入り口でお手伝いをしていたということなのですけれども、コロナの影響でできなくなったということがわかりました。また、ご本人からの申し出により車椅子で迎えに行く対応を取っているのので、案内看板の設置も含めて周知について検討していきたいということでございました。

それから、雨天時の職員対応についてでございますが、コロナ対応のため、出入りできる玄関を1つに限定しているということが確認できました。施設側からは、受付職員について、決まりを守ることも大事けれども、合理的配慮の視点から臨機応変な対応も必要であるという認識の下で、職員への働き掛け、周知文の検討にも取り組んでいるという旨の回答があったところでございます。

それから、病院脇の駐車場で張り紙をされた件についてでございますが、そこが救急用の出入り口であった場合は、いかなる場合も停車はできないということで、障がい者用の駐車場が満杯であれば、玄関近くのタクシーがとまっているスペースで対応できますという回答がございました。

最後、受付職員の対応については、多数の質問や要望に対応するというので、画一的な対応になってしまい、冷たい印象を与えたかもしれないということで、この点についてもしっかりと病院内で情報共有し、対応について検討するというのでございました。

このケースにつきましては、病院は合理的配慮をある程度行っていると判断はされますけれども、共通理解や周知について不十分であったと考えられます。この点につきましては、病院側からは真摯に対応したいという回答がございまして、相談者の方に回答内容をお伝えしたところ、納得いただけたため、終結としたところでございます。また、一連の病院側とのやり取りの中で、病院側のほうから、共生条例のパンフレットと事業者対応指針の送付を要望いただきましたので、それぞれを病院にお渡ししたところでございます。

最後に、代表事例の4でございます。こちらは視覚障がいをお持ちのご本人から、生活圏内にある商業施設において、敷地内の杉の木が道路にはみ出して通行を妨げている。この点について、お店や道路管理を行う中央区建設課に相談をしたけれども、いまだに対応いただけていないことから、障がい福祉課に相談があったものでございます。

本件につきまして、商業施設の店長のほうにお話をしたところ、これまでも相談があったにもかかわらず、対応がすぐにできなかったことについて謝罪があり、すぐに確認するというのでございました。その後の経過といたしまして、植樹につきましては、この商業施設を運営する会社が、企業の取り組みとして行っており、それが理由で対応が遅れてしまったということで、店長からは、通行の妨げであれば店長自分の裁量ですぐに切ると。併せて、敷地内を自分の目で確認をして、歩道にはみ出している木は切りますという回答がございました。

本件につきましては、店側が合理的配慮に関する環境の整備を行ったと判断され、相談者にも店長から木を切ってもらえることを伝えたところ、納得をいただきましたので、終結としたものでございます。

以上代表的事例4件をご紹介させていただきました。いずれも差別をしようとして差別をしたということではなくて、いろいろな事情や認識不足などが背景であり、結果として差別相談事例になってしまったというようなケースであるのではないかということが見受けられるところです。

共生条例は、一方を罰することで正したりするものではなく、双方が歩み寄って理解し合い、より良い状態へと進んでいることをめざしているため、そういった趣旨を大切にしながら、今後も継続的に調整活動に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明があったことについて、ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(大西委員)

新潟日報の大西と言います。素晴らしい取り組みで、双方歩み寄りというのが、非常に価値があると思ったのですけれども、単純にコロナ禍だからかと思ったのですが、相談件数としてコロナ禍前でどのぐらいの件数かということと、相談の場所というのが障がい福祉課というのが皆さんに周知されているのでしょうか。

(長澤会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。いつもありがとうございます。令和3年度の相談件数は、令和4年1月時点で10件ということで、前年度は13件でございますけれども、令和2年度は最終的に16件ございました。また元年度は17件、30年度は12件ということで、条例が制定されたときには、かなりの数がありましたけれども、ここ数年は微増減という状況でございます。私もといたしましても、さまざまな機会を通じて、広報、周知に努めているところでございますけれども、引き続き、これまで研修会等の機会を通じてこの差別相談についても、周知をしているところでございますけれども、障がいのある方と接するような機会も通じながら、しっかり広報していく必要があると考えております。

それから、差別相談の窓口につきましては、障がい福祉課にございまして、専任の職員が1名配置されております。教育現場に長くおられた方で、非常に勉強をして、これまでの事例を勉強しながら蓄積をして、相談者の方と丁寧に対応し、それを踏まえながら、相手方と調整をしているというところでございます。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。ほか、質問ございませんでしょうか。

(高橋委員)

意見を述べてもいいですか。

(長澤会長)

はい、どうぞ。

(高橋委員)

すみません。若干意見が入りますけれども、代表事例1の、区役所の受付職員の対応についてという点なのですが、私、あまりマイナンバーカードの受け取り関係、事務がよくわかりませんが、このケースは、区役所の窓口の対応の方があまりよくわかっていなかった。先ほどもお話があったと思うのですが、昨年も同じような区役所の職員がわかっていなかったというケースがあったと記憶しています。この代理人が受け取る場合の説明について、私が新潟市のホームページで確認した限りでは、個別に電話で区役所という書き方がされていました。それだと、電話に出た人がわからない人だと、やっぱり同じことになってしまうと思うので、診断書が必要というルールが決まっているのであれば、それはあらかじめ、障がいのある人が受け取りに行くのが大変だということは想定されるわけだから、書いておいたほうが良いと思うのです。そのことで窓口が間違っている、こう書いてありましたよというアプローチができると思うので、この対応自体はこれでいいと思いますが、新潟市としては一歩進んで、そういう情報提供をしておくということが、より良い方向になっていくと思うので、マイナンバーカードだけじゃなくて、同じように本人が出勤しなければいけないものについては、そういう配慮をやっていった方がいいのかなと思いました。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。要は事例の要因をしっかりと分析して、その要因が何なのかというのをはっきりさせた上で、対応策を考えるべきだということ、そういうことでよろしいですか。

(高橋委員)

はい、ありがとうございます。

(長澤会長)

この点について事務局、いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

貴重なご意見を頂きまして大変ありがとうございました。今後の業務の中に頂いた意見をしっかりと反映させて対応していきたいと思っております、ありがとうございます。

(長澤会長)

ほか、ご質問いかがでしょうか。はい、中島委員、お願いいたします。

(中島委員)

にいがた温もりの会の中島ですけど、にいがた温もりの会という組織が、精神障がい者の方のための社会的支援活動ということでやっております。さまざまな事例として、合理的配慮がどのように展開されているかということがあるのですけれど、言うなればこの中に1件も精神ないし発達的事例が出ていないなということで、ないというわけではないだろうというふうに思っています。特に精神発達障がいの非常に特徴的なところが、目に見えない、社会生活の中で生まれてくる障がいであるため、われわれの意識として最も高いのが就労です。就労において障がい者が最も顕著に現れてくる。われわれの活動の中でもさまざまな配慮がされているという事例は入ってきますし、またそれこそ特例子会社なり就労支援A型なり、きちんと障がい者の方に働いてもらうための活動というか、そういったものが広がりを見せつつあるということは十分に存じ上げているのですが、その辺りの認識は、市としてはどのようにおありでしょうか。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。ご質問ありがとうございます。今、精神障がいのある方の就労ということで承ったところでございます。私どもといたしましては、就業支援センターこあサポートというところで、就労関係を含めて、相談から就労に至る伴奏型の支援体制を構築しております。総合福祉会館の1階で行っているところでございます。そちらで、精神障がいの方からもご相談をいただいているところでございますので、そういう相談に対応しつつ、差別相談のところについては、今頂いたご意見を踏まえながら情報の共有化が確実にできるようにしていきたいと考えています。

(長澤会長)

今の事務局の説明でいかがでしょうか。

(中島委員)

対応に関してはわかりましたけれども、実際問題、市の認識として、就労自体というか、そのときに、障がいに対する差別がないわけないと思っているのですが、いかがでしょう。

(長澤会長)

はい、よろしく申し上げます。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい、やはり就労ということで、一般就労、福祉就労ございますけれども、一般就労の場合、例えば一般就労にあたって、企業において、差別についてなかなか理解がされていないという企業があるというところでご認識されていると思いますので、そういうところ

はっきりと私どもとしても認識を持って、対応していく必要があると思っております。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(中島委員)

実際相談事例はありますか。

(事務局：祝管理係長)

障がい福祉課管理係の祝と申します。精神障がいの方からの相談ということで、グループホームの利用において、コロナワクチンの未接種を理由に受け入れを拒否されたというようなことでの相談があったものがございます。こちらにつきましては、コロナのワクチン接種を受けてないということを経由に、グループホームを使えないということはないということで、当課の指定係から事業者にも、きちんと説明して、対応したという状況でございます。以上です。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。

(中島委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(長澤会長)

中島委員にちょっとお伺いしたいのですが、ぬくもりの会に、今のような悩み相談というか、差別を受けたという、そのような相談、悩みは寄せられているものですか。

(中島委員)

具体的な活動内容は会にはあります。われわれは温もりハウスという地活Ⅲ型を中心にやっているのですが、そこには様々な方が来られて、日常的にいろいろな話題が出ているようですが、私自身はその輪の中にあまり入っていないので、それで利用者の方々がどのような形で話をされているかということに関しては、ちょっと把握できていないところがあるのですが、ただ就職ができないという声は聞きます。ちゃんと働いていて、われわれの会で活動されている方もいらっしゃるのですが。

(長澤会長)

ありがとうございました。もしそういった悩みが会のほうに寄せられて、難しい場合には市に窓口がいっぱいあるので、積極的に申しあげたらどうかと思いました。

(中島委員)

はい。わかりました。どうもすみません、ありがとうございました。

(長澤会長)

ほかに質問ございませんでしょうか。はい、それでは議事の2を終了いたします。

### 3. 議事(3) 令和3年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況

(長澤会長)

次に議事3. 令和3年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

それでは資料3-1をご覧ください。まず説明に先立ちまして、あらためてともにプロジェクトについて簡単にご説明いたします。このプロジェクトは、条例の目的でございます共生社会の実現を目指して、平成29年度に立ち上げられたものでございます。障がいや障がいのある人への理解を深めるための取り組みの数々で構成されているプロジェクトになります。各取り組みについて説明させていただきます。

まずAでございますが、障がいのある人とない人の交流の機会の創出についてでございます。学校における障がいのある人との交流、ゲストティーチャーによる福祉教育といたしまして、市内の小中学校において、障がいのある人と生徒との交流を通じた、こころのバリアフリーを推進すべく、障がいのある方が講師として各学校に赴いた際の、謝礼補助を行ってございます。謝礼補助につきましては、大きく分けて2コースございまして、視覚障がいや肢体不自由などの障がいのある人を講師として招いた福祉教育のコースと、それから、平成31年4月1日に新潟市手話言語条例が施行されたことを受けまして、聾者枠を新設いたしまして、聾者等を招いた福祉教育への社礼金補助事業ということで、2コースになっております。

障がいのある人を招いた福祉教育につきましては、小学校10校、中学校2校、計12校で特別授業が開催されました。ブラインドサッカーの体験授業や盲導犬についての講話など、視覚障がいに関する授業が比較的多く開催されたところでございます。聾者の方を招いた福祉教育につきましても、小学校10校、中学校2校で開催されました。こちらは聴覚障がいについての講話、手話体験が開催されたところでございます。なお、昨年度2年度の実績では、聾者を招いた福祉教育が、小学校9校のみということで、枠は12校あったのですけれども、届かなかったということと、中学校では無開催という状況でございました。令和3年度におきましては、2つのコースともに募集枠を超える申し込みがございまして、小中学校の生徒さんの障がいへの意識醸成につながったのではないかと考えております。

続きましてBの、一般企業への周知啓発でございます。企業との連携の部分につきましては、バス停など、公共空間への障がい者アート展示を通して、障がい者の活動について興味を持ってもらおうという事業を実施いたしました。市役所前のバスターミナルでの障がい者アート展示につきましては、平成30年の4月に展示を開始し、そのまま継続しております。それから、こども創造センターでの展示につきましても、施設側から大変好評をいただいております。今年度は10月から、子どもたちに共生条例や障がい者アートに興味を持っていただけるよう、入口に4枚掲示しております。

今年度新たな取り組みといたしました、大規模小売店でのアート展示につきましては、記載がございますとおり、イトーヨーカドー丸大新潟店で、2月の1カ月間アート展示を行いました。このほかに、ラブラ万代でアート展示を軸としたイベントを企画していたところがございますけれども、新型コロナウイルスの関係で施設側から実施が難しいということでご連絡がございまして、残念ながら実施に至らなかったというものがございます。令和4年度に向けましては、ラブラ万代様からも、改めて実施しましょうという声を頂いておりますので、若い世代の方へ働き掛けができるよう企画していきたいと思っています。

それから、先ほどご質問いただきましたともに Entrance でございます。こちらは、共生社会づくりに関心を持っていただいている企業の方々がつながるネットワークということで、令和4年の2月末時点で、62の企業・組織や団体が加入していただいています。加入数は前年度比でプラスマイナス0でございまして、新規に入っていたところもありますが、脱退もあったという状況でございます。

ともに Entrance としての本年度の事業でございますが、障がい者アートを活用したポスターとステッカーを作成いたしました。この夏に開催いたしました Entrance 実行委員会におきましても、このポスターの掲示が、障がい者アートをよく目にするようになりましたというお声や、店先に掲示してあるのを見かけましたという声を頂いているところでありまして、この取り組みも少しずつではありますけれども、効果が出てきているのではないかなというふうに感じているところでございます。

それで、このポスターとステッカーの作成にあたりましては、新潟デザイン専門学校の学生さんに、アートの周りに描くデザインを公募いたしまして、共生社会について考えてもらう機会ということで、つなげたところでございます。完成いたしましたポスター、ステッカーについては、先ほどの説明になりますけれども、Entrance に加入いただいている企業の方や、ご協力いただいたデザイン専門学校、それから、今後このエントランスに加入を考えていますといった企業にも配布をいたしまして、店舗の入り口や会社のオフィスに掲示してもらって、共生社会に向けて関心のある組織であるということをアピールしていただくという仕組みにしているところでございます。

このほかの取り組みといたしましては、ともに Entrance は、共生社会の実現に向けた企業間のネットワークづくりを目的としております。立ち上げ初年度、これ29年度でございますけれども、一堂に会した情報交換会を実施できたのですけれども、現在コロナ禍でなかなか難しいという中で、本年度につきましては、ともにプロジェクトの取り組みや、加入企業の方が行っている共生の取り組みを紹介する広報紙として、「ともに通信」というものを作成して、加入企業等にも配布したところでございます。

それから、合理的配慮事例の募集についてでございますが、前年度から継続的に取り組んでいるもので、市のホームページで事例を紹介してございます。

それからCのわかりやすい広報についてでございます。例年、共生条例の普及・啓発イベントといたしまして、イオンモール新潟南で行っております。今年度は令和4年の1月21日から28日まで実施をしたところでございます。これも残念ながら、まん延防止等重点措置の期間となってしまったために、イベントの規模を縮小いたしまして、条例認知度調査につきましても、積極的なお声掛けができないなど、厳しい状況での実施となってしまいました。そうした中ではございますけれども、共生条例のパンフレットやポケットテ

イッシュなどの配布を行い、条例周知に努めたところでございます。

それから、条例認知度調査につきましては、解答数が少ないとも予想されたため、先ほどアート展示の際に説明いたしました、イトーヨーカドー丸大新潟店におきましても、令和4年2月の1カ月間、アンケート調査のパネルを設置いたしまして、調査を行ったところでございます。調査結果と回答数は記載にあるとおりでございますけれども、後ほど資料3-2でまた説明をさせていただきます。

それから、資料3-1の右側になりますけれども、最後に、新たな取り組みといたしまして、マスメディアを活用した広報ところでございます。12月3日から9日までの障がい者週間に合わせまして、市報にいがたで、共生のまちづくりや障がいに関するマークについて紹介をいたしました。それから市政情報番組の「いきいき新潟」や、「水の都新潟市」でも、障がいに関するマークについて周知を図ったところでございます。市報にいがたにつきましては、現在も市のホームページでご覧いただけますし、「いきいき新潟」につきましても、Tenyさんのホームページで1年間視聴ができるということになっております。

それでは、今年度の共生条例の認知度調査の結果について、ご説明をいたします。資料3-2をご覧ください。今ほどご説明いたしましたとおり、今年度は例年実施しておりますイオンモール新潟南での実施に加えまして、イトーヨーカドー丸大新潟店でも実施いたしました。調査件数は、2か所合計で414件の方から回答を頂きました。なお、昨年度は620名の方から回答を頂いたところでございます。コロナ禍で、積極的に声がけができなかったことが、数値に表れてしまったと感じております。今回の調査における認知度ございますが、44.0%という結果となり、昨年度の28.7%から15.3%大きく増加しているところではございます。私どもの、令和3年度からの第6期新潟市障がい福祉計画では、計画最終年度であります、令和5年度の成果目標として、認知度を35%ということで掲げているところでもありますので、今年度の結果だけを見れば、目標を達成したという状況ではございますが、資料の3-2のまとめに記載しましたとおり、イオン南でのイベントにおきましては、同時開催として、市の文化政策課の障がい者アート展などを実施していたということで、それをご覧に来られたご家族などの関係者の方々もいらっしやって、認知度も高い結果になったのかなと考えております。

それから、年代別の認知度につきましては、回答数の少なかった80代以上の方を除きますと、10代以下、それから20代から30代が平均を下回る結果となっております。これまでも課題とされておりました若年層への働き掛けが必要だと認識しているところでございます。

条例の認知度につきまして、44%と申し上げましたけれども、まだまだ進んでいるとは言えない状況でございますので、引き続き周知・啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。令和3年度の「ともにプロジェクト」の取り組み状況については以上でございます。今ほどご説明いたしました取り組みを継続していくことで、魅力的な共生社会をめざしていきたいと考えております。

(長澤会長)

ありがとうございました。今年度、令和3年度の取り組みについて説明をいただきました。質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。はい、柳

委員、お願いいたします。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会理事長、柳と申します。先ほどの説明、大変ありがとうございました。手話に関する指導というようなこと、とてもありがたいし、素晴らしいと思います。小学生からは本当に喜んだ声、意見を頂いております。手話は言語であるということが認められています。ただ残念だなと思うことは、手話のこのような行事があるというご案内が、各学校にきちんと届けられているのか、担当の方にまで通じているのか、他のところに行くと「聞いてないよ」というようなお話も頂いております。

それと2つ目、12校伺わせていただきましたが、新潟市内ということを考えますと、やはり新潟市内だと90ぐらいの学校数があるということですから、その数から見ると、12校というのはやはり数が少ないのではないかと、もっと増やしていけばいいのではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。質問2点ございましたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい、ありがとうございます。周知につきましては、教育委員会を通じて、各小学校・中学校にご案内をしているところでございます。やはり小学校・中学校におかれては、私どもの案内のほかにも、さまざまなご案内が来ているということで、その中からこの福祉教育の部分について、授業として学校側で採択するというところまで行かないケースというのがあるのかもしれませんが、私どもといたしましては、先ほど申しましたけれども、数も増えてきている中で、枠を超える訪問もいただいているということで、しっかりと地道に、教育委員会を通じて小学校・中学校に、今頂いたお話も加えながら、こういう取り組みがありますよ、共生条例というのはこうですよというところを丁寧に伝えていきたいと思っております。

それから、12校の枠につきましても、本当に貴重なご意見だと思っております。限られた予算ではございますけれども、先ほどの募集の部分も含めて周知・啓発をして、その上で学校からできるだけ多く応募いただければ、予算は限られておりますけれども、12校というところに限定することではなくて、確実にできるところで、しっかりと枠を増やしていけるように対応していきたいと考えております。

(長澤会長)

ありがとうございました。柳委員、いかがでしょう。

(柳委員)

わかりました。ありがとうございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほか、ご質問ご意見ございますか。はい、大西委員、お願いいたします。

(大西委員)

さっきのともに Entrance の企業ネットワークの加入組織数で、プラマイ 0 で、増えてるけれども脱退もあると伺ったのですが、これは脱退する理由がよくわからないのですが、何で脱退したのでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

お答えいたします。加入企業の皆様には、ともに Entrance の活動として、年間 1,000 円の協力金を頂いて、その中で Entrance の活動を行っているという状況なのですが、その協力金を出してもらえていない企業に対して、何回か働き掛けはしたのですが、企業側からそれに対して回答もなかったため、その場合、一定の期間を設けたうえで自動的に外すというような取り扱いをされているので、その中での 1 件となります。

(大西委員)

じゃあ 1,000 円だけ負担があって、それが無いから減ったと。わかりました。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほか、ご質問いかがでしょうか。柳委員、お願いします。

(柳委員)

ろうあ協会柳です。ともに Entrance という活動で、お蕎麦屋に参りましたら、割りばしに障がい者アートが貼ってあったのですが、そこでの繋がり、新潟市の PR かなと感じたのですが、新潟市では、そのような活動があるというのをご存じでいらっしゃいましたでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

恐縮です。その取り組みそのものについては、私どもでは把握しておりません。私ども今承知している中では関わっていませんが、そのお蕎麦屋さんが「ともにプロジェクト」というところ、共生のまちづくり条例のところをご理解いただいた中で、そのロゴが使われたのではないかなと思います。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。

(柳委員)

はい、わかりました。

(長澤会長)

もし差し支えなければ、その情報を市にお伝えいただくというのもいいかと思います。ほか、いかがでしょうか。

### 3. 議事(4) 令和4年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

(長澤会長)

それでは、次年度の取り組みについて移らせていただきます。令和4年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定について、同じく事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

それでは、資料4をご覧ください。まずAの、障がいのある人とない人との交流の機会の創出の部分につきましては、今年度も実施いたしました謝礼補助をそのまま継続し、学齢期からの共生条例や障がい者への理解促進に取り組んでまいります。通常の障がいのある方を招いた枠と聾者枠を、現在それぞれ12校と目標としてございますが、今ほど柳委員から頂いたご意見も踏まえながら対応していきたいと考えております。

それからBの一般企業への周知啓発についてでございます。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発という部分におきましては、こども創造センター、それから新潟駅南口でのアート展示のほか、今年度実施をいたしました商業施設での展示も継続してまいります。それからともにEntrance、合理的配慮事例の募集につきましても、今年度に引き続き取り組みを継続していきたいと思っております。

Cのわかりやすい広報部分におきましては、これまでも実施しております条例研修会やパンフレットの配布、周知啓発イベントの実施などを継続するとともに、新たな取り組みといたしまして、若年層への認知度向上に向けた取り組みを考えております。この若年層の認知度向上に向けた取り組みといたしましては、先ほども認知度調査の結果でも触れましたとおり、若者への周知啓発が課題となっていることから、学生を対象といたしましたワークショップを開催して、共生社会の実現に向けた取り組みについて学んでいただくとともに、若い世代へのアプローチとして、どのような手段が有効なのかというところを、若い方からアイデアをもらいながら、今後の施策に反映させていきたいと考えているところでございます。併せて、共生条例の周知啓発動画も制作いたしまして、イベントや条例研修会で活用することで、身近なところから共生について知ってもらうきっかけをつくっていききたいと考えているところでございます。以上でございます。

(長澤会長)

はい。ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、質問、ご意見等ございますか。

(渡辺委員)

お願いします。若年層の認知度向上についての件ですけれども、私、前も言ったことがあるかと思うのですが、小中学校の学校現場で、この共生条例についての話も、しっかりある程度カリキュラム組んでもらうなり何なりの形を取っていただければ、おのずと若

年層から上がってくるのではないかと。教育現場もお忙しいとは思のですが、何とかこう  
工面できないのかと思います。この前も多分話したと思いますが、何もなかったものです  
から、ちょっと取り上げさせていただきます。

(長澤会長)

学校での周知啓発についてのご質問だったかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：学校支援課 関原主事)

教育委員会学校支援課の関原と申します。学校では、そもそも先ほどからあったような、  
障がいのある人との交流も含めて、福祉教育については、ずっと学校は取り組んでいると  
ころだと思いますが、その中の1つ、体験とか調べ学習ももちろん大事なのですが、その  
根本にあるこの条例について、しっかりと発達段階というか学年によっても差はあると思  
いますが、しかるべき段階において、この条例についての認知度が高まるように、また学  
校に呼び掛け、啓発をしていきたいと考えております。以上です。

(渡辺委員)

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(長澤会長)

はい、高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員)

にいがた・オーティズムの高橋といいます。よろしく申し上げます。今の学校のところ  
の周知とかだと、例えばゲストティーチャーを呼ぶときに、共生のためのポスターをいく  
つもつくってあるのであれば、ティーチャーを呼ぶ前から掲示をしてもらおうとか、障がい  
者アートも一緒に合わせてそこに貼ってもらうとかっていうのだと、年齢が小さくても、  
絵とか写真とかだったら学年が小さいお子さんでも見て理解はできると思うので、そうい  
う使い方をして、周知をしていくというやり方もあると思うのですが、もしそのような  
ことができたらお願いしたいと思います。

(長澤会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

貴重なご意見ありがとうございます。教育現場においてもそういう活用もあると思  
いますし、私も障がい福祉課といたしましても、ポスター等を使いながら、広報活動に努  
めているところがございますので、そちらについても、より効果的な広報等によって、理  
解、周知促進に努めていきたいと考えております。

(長澤会長)

ありがとうございました。私も教育にちょっとかかわっていて、新潟市の取り組み、ほかの自治体にも話すときがあるのですが、やはり福祉読本の存在が大きいなと思っていましたので、ぜひあのようなすごくいいものがありますので、有効に活用していただければと思います。

ほか、ご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の4を終了させていただきますが、その場でちょっと思いつかなかったというお考えなどもあると思います。後日いいアイデアが浮かぶこともあるかもしれませんので、会議終了後も、追加のご意見があるようでしたら、事務局にご連絡くださるよう、お願いいたします。それでは、議事についてはこれで終了します。

#### 4. その他

(長澤会長)

4のその他です。その他ですが、皆様、何かありますでしょうか。はい、柳委員、お願いします。

(柳委員)

たびたびすみません、柳です。要望というか、お願いですが、新潟市の図書館、各地にたくさんございます。そこにできれば手話コーナーのような、専門のコーナーというか、位置づくりをお願いして、そうすれば、鳥取県なんかはそのような形での活動をしているということで、手話コーナーというふうにして、そこに入ったらいろんなものがあるという、誰が見てもそこは手話が1つの言語だということがわかる、そういうものができたらいいなと思うので、ぜひお願いとして、今お話しさせてください。いかがでしょうか。

(長澤会長)

はい、事務局いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございました。ちょっと図書館の関係になりますと、私ども障がい福祉課で、今満足できる回答はできませんけれども、ご意見はしっかり承りまして、所管している部署に伝えたいと思います。

(長澤会長)

よろしく願いいたします。ほかに何かこの場で、はい、お願いいたします。

(竹村委員)

宅建から参りました竹村と申します。とある弁護士事務所に伺いましたところ、障がい者さんの描いた絵画を、1カ月3,000円だったか、レンタルしているということで拝見させていただきました。2カ月とか3カ月ごとにこう交換してくださるようです。そういう絵画を、私はそこで初めて知りまして、そこでQRコードから見たのですが、協賛とい

う形で、そのレンタルしている会社や事務所が、そこに名前が載っていました。それこそ共生社会に該当するのではないかなと思ひまして、イトーヨーカドーですとかバスターミナルに障がい者アートを展示する際に、レンタルなどもありますと広告することは難しいのでしょうか。アウトプットとして。せっかく素敵な絵があっても、これがレンタルできるとか、貸し出しできますという、どこが主催なのかちょっと失念してしまいましたが、もし可能であればそういうふうを広げていくと、障がい者の方が絵を描くのも張り合いがあるのかなと思ひました。以上でございます。

(長澤会長)

事務局、何かこの件について。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。ご意見ありがとうございました。私どもが今展開しているアートの部分について、その作品をそのまま使えるかどうかというのは、今すぐには回答できませんけれども、障がいのある方が、本当にいろんな、意欲的に作品をつくっていただいております。私どもの、新潟市としての取り組みのほかにも、皆さんご覧になったかもしれませんけれども、旧新潟三越の西堀通に、障がいのある方の作品が展示されてございまして、それは私ども取り組んでいる「ともにプロジェクト」の趣旨に賛同いただいた、一般社団法人の方が働き掛けている中で、取り組んでいただいているところだと思いますので、委員のご質問に、直接的な回答ができないのですけれども、ともにプロジェクトとしての取り組みもある、アートの部分、それが街中に広がっていくようなところについて、行政だけでなく、民間としての取り組みのところについても敬意を表しつつ、私どもも一緒になってできることを考えていければと思っております。

(長澤会長)

ありがとうございました。今の「まちごと美術館」というプロジェクトですね。ほか、いかがでしょうか。はい、高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員)

たびたびすいません。ここで言ってもいいことかどうか、ちょっと私はよくわからないのですけれど、障がいがある息子を、選挙があるたびに、なるべく連れて行って投票することにはしているのですけれども、今年も県知事選挙があると思いますが、事前に行くときにも、最初のときはわからなかったもので、行こうと思っていたところに電話をして、どうすればいいかというのを聞いて、行く日にちと時間と全部お伝えして、こういうことができる、こういうことはできませんと言って、お願いをして選挙をすることができました。

毎回選挙があるたびに、重度の障がいがありますけど、いろんなことがわからないけど、選択する、選ぶことというのは大事だと思うので、なるべく本人を連れていくようにはしているのですけど、行く場所で、本人の対応がまったく違うので、その辺りは誰に言っているのかというのがずっとわからなくて、一回あったのが、市の職員の方だと思いますが、男性の方、息子よりも大きな方が2人いらっしやって、両わきを抱えて連れていかれて、

まるで悪いことしたかのように連れていかれてしまって、それで選挙したことがあります。だから、もしできることであれば、障がい者の特性に合わせた選挙の仕方というのを、何かツールとして、新潟市でつくっていただくのか、そういう人も選挙には来るということのを頭の中にどこかに置いてもらえると助かります。

目が見えない方で、私が見たときには、見えない方が介助をしてほしいって職員の方に言ったときには、女性の方が来られて、「どうぞ」って言って腕を出されたんですけど、見えない方は男性だったので、腕を組むことができないので、じゃあ肩に失礼しますと言って、手をつけていらっしやったので、とても単純なことかもしれないけど、そういうところもちょっと気にしていただけると助かります。よろしくお願ひします。

(長澤会長)

ありがとうございました。これは市の選挙管理委員会になりますか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

おっしゃるとおりです。市の選挙管理委員会になります。ご意見のとおり、選挙の機会ということで、若年層の方、障がいのある方から納得していただくというのは大切なことだと思いますので、ご意見を選挙管理委員会にしっかりと伝えたいと思います。

(長澤会長)

よろしくお願ひいたします。ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。事務局から何か、皆さんにお伝えすること等ございますか。

(事務局：祝管理係長)

障がい福祉課から、本日机上に配布させていただきました、世界自閉症啓発デーのことに付いて、若干ご説明させていただきます。チラシ2枚お配りしています。左上に「4月2日は」と書いてあるのですが、毎年4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デーとなっております。日本におきましても、この4月2日をスタートに、4月8日までの1週間、自閉症ですとか、いわゆる発達障がいに関することを、広く皆さんに知ってもらいましょうということで、発達障がい啓発週間ということで設けております。期間中は世界各地、日本の中でもさまざまな啓発活動が行われておりまして、この世界自閉症啓発デーのシンボルカラーである青を基調とした、例えばライトアップですとか、様々な取り組みが全国で展開されているところです。

新潟市におきましては、もう1枚お配りしているチラシになりますけれども、新潟市発達支援センターJOINにおきまして、この世界自閉症啓発デーに合わせまして、ドキュメンタリー映画の上映を予定しております。「だってしょうがないじゃない」ということで、4月2日の日に予定しております。チラシの中に、申し込み期間が3月23日までとなっておりますが、28日まで延長しておりますので、ご希望される方は、ぜひお申し込みいただければと思います。以上です

(長澤会長)

はい。ありがとうございます。ほかになければ、本日の会議はこれで終了になります。はい、中島委員、お願いします。

(中島委員)

今ご案内いただきましたこのドキュメンタリー映画ですけど、これオンラインですか。

(事務局：祝管理係長)

そのとおりです。裏面に QR コードがありますので、新潟市のかんたん申込というので申し込みしていただく形になります。

(中島委員)

なるほど。オンラインと大きく書かないとわかりません。てっきり JOIN のどっかで上映するのかなと思って見ていました。わかりました、すみません。

(長澤会長)

はい、ほかにかがでしょうか。ほかになければ、本日の会議はこれで終了となります。長期間にわたり、お疲れ様でした。では、マイクを事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

## 5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

長澤会長、長時間にわたり議事進行いただきありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、活発なご発言をいただきありがとうございました。

事務連絡ですが、お預かりしております駐車券につきましては無料処理をしてありますので、後ほど受付にてお受け取りください。

以上で、第7回条例推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。